

厚生労働大臣の定める院内掲示事項

入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時
（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

一般(70歳未満)	70歳以上の高 齢者	標準負担額(一食当たり)	
一般(限度額区分 ア～エ)	現役並み	510円	
	一般		
非課税世帯(限度 額区分才)	区分Ⅱ	90日目までの 入院	240円
		91日目以降の 入院(長期該当)	190円
該当なし	区分Ⅰ	110円	